

○立命館宇治高等学校学則

1994年7月22日

規程第298号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、学校教育法にもとづき、立命館宇治高等学校に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本校は教育基本法および学校教育法に則り、総合学園立命館における教育機関として、中学校における教育の基礎の上に、中等普通教育を行い、生徒の学力と人格の形成につとめ、社会の有為な形成者を養成することを目的とする。

(名称)

第3条 本校は、立命館宇治高等学校という。

(位置)

第4条 本校の位置は、京都府宇治市広野町八軒屋谷33番1に置く。

(併設型中高一貫教育)

第5条 本校は、学校教育法第71条の規定にもとづき、立命館宇治中学校との一貫教育を実施する。

(学校評価)

第6条 校長は本校の教育活動および学校運営の状況について自己評価を行う。

- 2 校長は、前項に定める自己評価の結果をふまえて学校関係者評価を行う。
- 3 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を公表する。
- 4 校長は、自己評価および学校関係者評価の結果を理事長に報告する。

(学校評議員)

第7条 本校に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員に関する必要な事項は、学校評議員規程による。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第8条 本校修業年限は次のとおりとする。

全日制課程 3年

(在籍年限)

第9条 本校の在籍年限は最長6年とする。

(学年)

第10条 学年は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を分けて次の3学期制とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第12条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日のうち、校長が定める日
- (4) 学園創立記念日
- (5) 春季休業日 4月1日から4月7日まで
- (6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (7) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (8) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (9) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認めた日

2 教育上必要があり、かつ、やむをえない事情がある場合は、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 課程・学科及び収容定員

(課程)

第13条 本校の課程および収容定員は次のとおりとする。

全日制課程・普通科 1,215名

第4章 教育課程及び授業日数

(教育課程)

第14条 教育課程は別表1に定める。

2 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準に基づき編成する。

3 教育課程の編成にあつては、立命館宇治中学校との協議を経る。

(授業日数)

第15条 授業日数は毎学年175日以上とする。

第5章 学習の評価・評定及び課程の修了、卒業

(学習評価・評定)

第16条 学習の評定は5段階とする。ただし、数値的な評価になじまないものはこの限りではない。

2 学習の評価および評定に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第17条 各学年の課程の修了は、別に定めるところにより校長が認定する。

2 各学年の課程の修了認定は、学年末に行う。ただし、第34条により留学を許可された場合は、この限りではない。

(原級留置)

第18条 校長は、学年の課程を修了することができない生徒に対し、教育上必要があると認められる場合は、別に定めるところにより、原級に留め置くことがある。

(卒業認定)

第19条 校長は、全学年の教育課程を修了した者に対し、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第6章 職員組織

(職員組織)

第20条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭
- (4) 主幹教諭
- (5) 教諭
- (6) 養護教諭
- (7) 司書教諭
- (8) 講師
- (9) 事務長
- (10) 事務職員
- (11) その他必要な教職員

2 前項に定めるもののほか次の者を置く。

- (1) 学校医
 - (2) 学校歯科医
 - (3) 学校薬剤師
- (校務の運営)

第21条 本校の運営は、学校法人立命館の設置する小学校、中学校および高等学校運営規程による。

第7章 入学、退学、転学、休学、留学等

(入学資格)

第22条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、入学者の選抜に合格した者または第24条第3項に該当する者とする。

- (1) 中学校もしくはこれに準じる学校を卒業した者、または中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 学校教育法第57条および同法施行規則第95条の規定により、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第23条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書のほか別に定める書類および入学検定料を添えて校長に願出しなければならない。

2 入学検定料の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(入学者の選抜)

第24条 入学志願者に対し、入学者選抜要項により入学者の選抜を行う。

- 2 前項の選抜による合格者は校長が決定する。
- 3 立命館宇治中学校教育課程を修了した入学志願者に対しては、入学者の選抜を行わない。

(入学許可)

第25条 入学者の選抜に合格した者、または前条第3項に該当する者は、所定の期日までに入学金を納付し、別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 入学金の納付に関する必要な事項は、別に定める。

(保護者)

第26条 入学者の選抜に合格した者または第24条第3項に該当する者の親権者または後見人は、保護者として届け出たうえ、誓約書を提出しなければならない。

- 2 保護者は、学校の教育活動に協力しなければならない。
- 3 保護者は、住所や氏名などの届出内容を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 保護者が死亡または失踪したとき、新たな保護者は速やかに届け出なければならない。
(編入学)

第27条 校長は、教育上支障ないと認められる場合は、第1学年の途中または第2学年以上の相当の学年に編入学を許可することができる。

(転入学)

第28条 校長は、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第1学年の途中または第2学年以上の相当の学年に転入学を許可することができる。

- 2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編転入学資格)

第29条 編入学または転入学できる者は、相当年齢に達し、校長が前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認めた者とする。

(再入学)

第30条 本校を退学または除籍になった者が再入学を志願するときは、校長に願い出ることができる。ただし、第37条第1項第2号による除籍、第42条第2項による退学の場合は、再入学することはできない。

- 2 再入学を願い出ることができる期間は、退学または除籍となった年度から翌年度の所定の日までとする。
- 3 校長は、第1項の願い出が正当であり、教育上支障がないと認められる場合は、再入学を許可することができる。
- 4 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編転入学、再入学の志願、選抜、入学手続き、保護者)

第31条 編入学、転入学および再入学は、第23条から第26条までを準用する。

(休学)

第32条 生徒が疾病その他やむを得ない事情により3か月以上出席できないときは、校長に休学を願い出ることができる。

- 2 校長は、前項の願い出が正当であると認めた場合は、休学を許可することができる。
- 3 休学期間は当該年度内で3か月以上とする。ただし、留学を理由とする休学の場合はこの限りではない。

4 休学期間を超えても復学できないときは、校長は退学を命じることがある。

5 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

第33条 休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明らかにし、復学願に必要な書類を添え、保護者において願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、校長に留学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益であると認められる場合は、1年の範囲内でこれを許可することがある。

3 校長は、留学先での履修を本校における履修とみなし、別に定めるところにより単位の修得を認定することができる。

4 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

第35条 生徒が他の学校に転学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 生徒が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 授業料、IBコース費、IMコース費、教育充実費または在籍料を納めない者
- (2) 在籍年限を超えた者
- (3) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 入学手続き完了者で、就学意思がない者
- (6) 死亡した者もしくは行方不明になった者

2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 学費等

(授業料等およびその他納付金)

第38条 授業料等とは、授業料、IBコース費、IMコース費および教育充実費をいう。

2 入学検定料、入学金、授業料等および在籍料（以下、「学費等」という。）の額は別表2に定める。

（学費等の納付）

第39条 保護者は、生徒の在学中、所定の期日までに授業料等を納付しなければならない。

- 2 保護者は、休学を許可された場合、在籍料を納付しなければならない。
- 3 特別な事情のある場合は、別に定めるところにより、授業料等を減免することがある。
- 4 学費等の納付に関する必要な事項は、別に定める。

（学費等の返還）

第40条 すでに納入した学費等の納付金は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、退学、転学、除籍、休学、休学取消し、休学期間の延長または休学期間の短縮があった者については、授業料等または在籍料に相当する既納付額を返還することがある。

第9章 賞罰

（表彰）

第41条 校長は、学業および学校生活などにおいて他の生徒の模範となる生徒に対し、表彰することがある。

（懲戒および特別な指導）

第42条 校長および教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒および特別な指導を行うことができる。

- 2 懲戒のうち、訓告、停学および退学の処分は、校長が行う。
- 3 懲戒および特別な指導の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

（賠償）

第43条 生徒が本校の施設、設備または備品を破損または紛失した場合、保護者に賠償を求めることがある。

- 2 保護者は前項により賠償を求められたときは、速やかに賠償しなければならない。

第10章 生徒寮

（生徒寮）

第43条の2 本校に生徒寮を置く。

- 2 生徒寮に関する事項は、立命館宇治高等学校生徒寮寮則に定める。

第11章 改廃

（改廃）

第44条 この学則の改廃は、理事会において決定する。

附 則

この学則は、1994年8月22日文部大臣の認可の日から施行する。

附 則（1994年9月16日入学検定料改正に伴う一部改正）

この学則は、1994年9月1日より適用する。

附 則（1995年1月27日1995年度学費改定および1995年度教育課程改定に伴う一部改正）

この学則は、1995年4月1日より適用する。

附 則（1996年1月26日「学校6日制・基幹授業隔週5日制」の実施および学費改定に伴う改正）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1997年1月24日「2学期制・65分授業」の実施および学費改定に伴う改正）

この学則は、1997年4月1日より施行する。

附 則（1997年12月12日学費改定に伴う別表2の改正）

この学則は、1998年4月1日から施行する。但し、適用は1998年度の新入生・在校生とする。

附 則（1999年1月22日学費改定に伴う別表2の変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。但し、適用は1999年度の新入生・在校生とする。

附 則（1999年9月24日APUイマージョンプログラムコース設置、および適用者の卒業に伴う別表1の変更）

この学則は、2000年4月1日より施行する。

附 則（1999年12月10日(1)表現、用語、規定の一部変更、(2)別表「学則第20条による主な学校行事」の一部変更、(3)APUイマージョンプログラムコース設置に伴う「別表2（第29条関係）」の一部変更に伴う一部変更）

この学則は、2000年4月1日より施行する。

附 則（2001年1月26日学費改定に伴う別表2の変更）

この学則は、2001年4月1日より施行する。但し、適用は2001年度の新入生・在校生とする。

附 則（2002年1月25日学費改定に伴う別表2の変更）

この学則は、2002年4月1日より施行する。但し、適用は2002年度の新入生・在校生と

する。

附 則（2002年3月29日教育課程改定に伴う別表1の改正）

この学則は、2002年4月1日より施行する。

附 則（2002年5月24日収容定員変更に伴う変更）

この学則は、2003年4月1日より施行する。ただし、第4条の収容定員に係る規定については、改正後の規定にかかわらず、2003年度においては1,635名とし、2004年度においては1,515名とする。

附 則（2002年7月12日学舎移転に伴う変更）

この学則は、2002年9月1日より施行する。

附 則（2002年5月24日理事会議案第17号および2002年10月3日京都府認可による収容定員変更、2003年6月18日京都府届出による立命館宇治中学校との中高一貫教育実施、臨時授業に係る規定変更、および学校行事に関する別表の削除）

この学則は、2003年6月18日より施行し、2003年4月1日より適用する。ただし、第4条の収容定員に係る規定については、2002年10月3日より施行し、改正後の規定にかかわらず、2003年度においては1,635名とし、2004年度においては1,515名とする。

附 則（2003年1月24日理事会議案第55号および2003年6月18日京都府届出による学費改定および教育充実費納入方法変更に伴う別表2の変更）

この学則は、2003年6月18日より施行し、適用は2003年度以降の新生・在校生とするが、教育充実費の納入方法については2003年度新生に限り従前のおりとする。

附 則（2003年3月28日理事会議案第78号および2003年6月18日京都府届出による教育課程変更に伴う別表1の変更）

この学則は、2003年6月18日より施行し、2003年4月1日より適用する。

附 則（2004年1月23日理事会議案第58号および2004年2月19日京都府受理による改廃手続きの規定及び学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、適用は2004年度以降の新生・在校生とする。

附 則（2005年1月28日理事会第38号および2005年1月31日京都府受理による学費改定及びAPUイマージョンプログラムコースの廃止及びSELコースの年次進行に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日より施行する。ただし、適用は2005年度以降の新生・在校生とする。

附 則（2005年5月27日収容定員変更に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、第4条の収容定員については、2006年度においては1,365名とし、2007年度においては1,335名とする。

附 則（2006年1月27日理事会議案第69号および2006年2月20日京都府受理による授業日数の表記の追加、授業料減免措置の表記の追加、教育課程および学費改定に伴う一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行し、2006年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2007年1月26日理事会第64号および2007年3月12日京都府知事届出受理による学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2008年3月28日理事会第59号および2008年5月12日京都府知事届出受理による学校教育法改正、教育課程変更および学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行し、2008年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2008年10月24日理事会第38号および2008年7月22日京都府認可による収容定員変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、第4条の収容定員に係る規定については、改正後の規定にかかわらず、2009年度においては1,275名とし、2010年度においては1,245名とする。

附 則（2009年1月23日理事会第62号および2009年3月19日京都府知事届出受理による教育課程変更および学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2009年3月27日理事会第85号および2009年4月27日京都府知事届出受理による教育課程変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度以降の新入生・在校生から適用する。

附 則（2010年3月26日理事会第60号および2010年5月14日京都府知事届出受理による教育課程変更に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度以降の入学生および2010年度SELコースAIP2年生から適用する。

附 則（2010年3月26日理事会第60号および2010年5月14日京都府知事届出受理による学費改定に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度以降の新入生および在校生から適用

する。

附 則 (2011年3月25日理事会第61号および2011年5月20日京都府知事届出受理による、章立て・学籍事項等の整理に伴う変更、教育課程の変更に伴う別表1の変更および納付金の表記の見直しに伴う別表2の変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2011年4月22日理事会第13号および2011年5月20日京都府知事届出受理による、教育課程の変更に伴う別表1の変更)

この学則は、2011年4月22日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則 (2012年3月23日理事会第64号及び2012年5月14日京都府知事届出受理による、教育課程の変更に伴う別表1の変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年11月30日理事会第28号および2013年12月10日京都府知事届出受理による、懲戒に関する事項の見直しに伴う一部変更)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2013年1月25日理事会第41号及び2013年12月10日京都府知事届出受理による、学期制の変更に伴う一部改正)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2013年3月22日理事会第59号および2013年12月10日京都府知事届出受理による、教育課程およびコース名の変更に伴う一部変更)

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2014年3月28日理事会第52号および2014年5月21日京都府知事届出受理による、学期の期間および教育課程の変更に伴う一部変更)

1 この学則は、2014年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、別表1の教育課程表《2013年度入学生適用》のIMコース1年次は、「世界史A」の廃止、「現代社会」の3単位への変更、「生物基礎」の3単位への変更、「体育」の3単位への変更、「英語特修」の2単位への変更は、いずれも2013年4月1日から適用する。

附 則 (2015年1月23日 教育課程の変更に伴う一部の変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2016年3月25日授業料等の返還方法および教育課程の変更に伴う一部変更)

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2017年3月24日 教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2017年4月1日から施行する。ただし、第14条別表1教育課程表《2016年度入学生適用》の科目の削除およびIBコースにおける教育課程の基準の特例は2016年4月1日から適用する。

附 則（2018年1月26日教育課程表の変更および生徒寮に係る規定の追加に伴う一部変更）

この学則は、2018年4月1日から施行する。ただし、変更後の第43条の2については1995年4月1日から適用する。

附 則（2019年1月25日 教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2019年7月26日 教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2019年7月26日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則（2020年3月27日 授業日数および教育課程表の変更に伴う一部変更）

この学則は、2020年4月1日から施行する。

別表1（第14条関係）

教育課程表《2017年度入学生適用》													
		IBコース			IMコース			普通コース 一貫コース	文科コース			理科コース	
		1年	2年	3年	1年	2年	3年		1年	2年	3年	2年	3年
国 語	国語総合	4			4			4					
	日本語Ⅰ					4			4		3		
	日本語Ⅱ						4			3		3	
	世界文学									2			
地 理 歴 史	世界史A	2								3		2	
	世界史B					2	3						
	日本史A	2				2				2			
	地理A										2		
	歴史基礎									3			

	地理基礎								●3			
公民	現代社会	2			2			3				
	倫理								●3			
	政治・経済								●3			
	法学								●3			
数学	数学Ⅰ				3			3				
	数学Ⅱ								4		4	
	数学Ⅲ											5
	数学A				3			3				
	数学B									3	3	
	数学総合A					2						
	数学総合B						3					
	応用数学											2
理科	科学と人間生活	2										
	物理基礎									2	2	
	物理										1	5
	化学基礎					2			2		2	
	化学										2	4
	生物基礎	2			2			3				
	生物											△3
保健体育	地学基礎				2			2				
	体育	2	2	3	3	2	2	3	2	2	2	2
	保健			2	1	1		1	1		1	
芸術	音楽Ⅰ							◆1	◆1		◆1	
	美術Ⅰ	2			1	1		◆1	◆1		◆1	
	書道Ⅰ							◆1	◆1		◆1	
外国語Ⅰ				3			4					

語	コミュニケーション英 語Ⅱ							4		4		
	コミュニケーション英 語Ⅲ								4		4	
	英語表現Ⅰ			3								
	Productive English SkillsⅠ						2					
	Productive English SkillsⅡ							2		2		
	Productive English SkillsⅢ								2		2	
	English SL	△3	○3	○2								
	English HL	△3	○5	○3								
	リーディング				3	3						
	ライティング				3	3						
	Proficiency Development English Ⅰ				3				▲3			
	Proficiency Development English Ⅱ					○3				◇3		
	中国語Ⅰ					○3			▲3			
	中国語Ⅱ									◇3		
	ドイツ語Ⅰ					○3			▲3			
	ドイツ語Ⅱ									◇3		
	フランス語Ⅰ					○3			▲3			
	フランス語Ⅱ									◇3		
家 庭	家庭基礎			2	2			2				
情	社会と情報			2		2			2			

報	情報の科学										2	
国	Presentation						2					
際	Natural Sciences						2					
	Extended Essay						2					
	Theory of Knowledge					2	2					
学	探究選択A										2	
際	探究選択B										3	
IB	Language II SL		○3	○2								
D	Language II HL		○5	○3								
P	Japanese SL		○3	○2								
	Japanese HL		○5	○3								
	Business and Management SL		●3	●2								
	Business and Management HL		●5	●3								
	Economics SL		●3	●2								
	Economics HL		●5	●3								
	Global Politics SL		●3	●2								
	Global Politics HL		●5	●3								
	Biology SL		●3	●2								
	Biology HL		●5	●3								
	Chemistry SL		●3	●2								
	Chemistry HL		●5	●3								
	Physics SL		●3	●2								
	Physics HL		●5	●3								
	Math SL	◇3	▲3	▲2								
	Math HL	◇3	▲5	▲3								
	Visual Arts SL		●3	●2								
	Visual Arts HL		●5	●3								
	Theory of Knowledge		2	1								

	DP講座	8										
	Introduction											
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間			3	4	3	1	1	2	1	1	
	先端理工学入門											△3
	情報演習											△3
	ホームルーム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計	33	29	26	33	34	33	33	33	34	33	34

IBコース

IMコース

普通コース・一貫文科コース

理科コース

コース

- ・1年△◇からそれぞれ3年次 ○から1 1年次 ◆から1 2年次 ●▲◆か 2年次 ◆から1
それぞれ1科目選択 科目選択 科目選択 らそれぞれ1科 科目選択
- ・2年次および3年 目選択 3年次 △から1
次にHL講座、 3年次 ◇から1 科目選択
SL講座をそれ 科目選択
ぞれ3科目選択
する。

(国語総合SL／

HL、English SL

／HL含む)

- ・○の付いた科目
から2科目選択
する。
- ・●の付いた科目
から3科目選択

する。

- ・▲の付いた科目

から1科目選択

する。

- ・2年次と3年次の

選択授業は2年

間連続して履修

する。ただし、

同じ言語を2つ

以上同時に履修

することはでき

ない。

なお、学校教育法施行規則第八十八条の二にもとづき、IBコースにおいては、English SL（3単位）またはEnglish HL（3単位）を履修したときはコミュニケーション英語 I（3単位）を、Math SL（3単位）またはMath HL（3単位）を履修したときは数学 I（3単位）を、Theory of Knowledge（3単位）を履修したときは総合的な学習の時間（3単位）をそれぞれ履修したこととみなす。

		IBコース			IMコース			IGコース		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
国語	国語総合	4			4			4		
	日本語 I					4			3	
	日本語 II						4			☆4
	文学総合								▲2	
	文化と表現									▽3
地理	世界史A	2							2	
歴史	世界史B					4				
	日本史A			2		2			2	
	地理B								●3	
	歴史探究									△5

公民	現代社会	2			2			3		
	倫理								●3	
	政治・経済								●3	
数学	数学Ⅰ				3			3		
	数学Ⅱ								4	
	数学Ⅲ									★6
	数学A				2			2		
	数学B								●3	
	数学総合					4				☆2
	統計学									▽3
理科	科学と人間生活	2			2			3		
	物理基礎								▲2	
	物理									△5 ▼4
	化学基礎					2			○2	
	化学									△5 ▼4
	生物基礎	2							◇3	
	生物総合									▼4
	地学基礎								○2	
	先端理工学入門									▼4
保健	体育	2	2	3	2	2	3	2	2	3
体育	保健			2	1	1		1	1	
芸術	音楽Ⅰ							◆2		
	音楽Ⅱ								◇3	
	美術Ⅰ	2			2			◆2		
	美術Ⅱ					2			◇3	
	書道Ⅰ							◆2		
	書道Ⅱ								◇3	
	芸術探究									▽3

外国語	コミュニケーション英語Ⅰ				3			4		
	コミュニケーション英語Ⅱ					3			5	
	コミュニケーション英語Ⅲ									4
	英語表現Ⅰ				3					
	英語表現Ⅱ					3				
	英語特修				2					
	Productive English SkillsⅠ							2		
	Productive English SkillsⅡ								2	
	Productive English SkillsⅢ									2
	English SL	△3	○3	○2						
	English HL	△3	○5	○3						
	Proficiency Development English							○3	▲2	
	中国語Ⅰ							○3	◇3	
	中国語Ⅱ									▽3
	ドイツ語Ⅰ							○3	◇3	
	ドイツ語Ⅱ									▽3
フランス語Ⅰ							○3	◇3		
フランス語Ⅱ									▽3	
家庭	家庭基礎			2	2			2		
情報	社会と情報			2	2			2		
	プログラミング									▽3
国際	Citizenship							4		
	Mathematics							2		
	Science for SDGs							2		
	International Literature							3		
	Academic Communication							4		
	Theory of Knowledge					2	2			
学際	SDGs1								●3	
	SDGs2									▼4
	文科探究									▼4

	簿記								▽3
IBDP	Language II SL		○3	○2					
	Language II HL		○5	○3					
	Japanese SL		○3	○2					
	Japanese HL		○5	○3					
	Business and Management SL		●3	●2					
	Business and Management HL		●5	●3					
	Economics SL		●3	●2					
	Economics HL		●5	●3					
	Global Politics SL		●3	●2					
	Global Politics HL		●5	●3					
	Biology SL		●3	●2					
	Biology HL		●5	●3					
	Chemistry SL		●3	●2					
	Chemistry HL		●5	●3					
	Physics SL		●3	●2					
	Physics HL		●5	●3					
	Math SL	◇3	▲3	▲2					
	Math HL	◇3	▲5	▲3					
	Visual Arts SL		●3	●2					
Visual Arts HL		●5	●3						
Theory of Knowledge		2	1						
DP講座Introduction	8								
総合的な学習の時間				3	3	2			
総合的な探究の時間							2	1	2
ホームルーム	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	31	29	28	34	33	30	33	33	30

IBコース

- ・ 1年次 △◇からそれぞれ1科目選択する。
- ・ 2年次および3年次にHL講座（科目名に「HL」を含む授業科目をいう。）およびSL講

座（科目名に「SL」を含む授業科目をいう。）からEnglish SLまたはEnglish HLを含む3科目ずつ選択する。

- ・上記3科目ずつに加えて、2年次および3年次に次のとおり選択する。この場合において、2年次に選択した授業科目は、引き続き3年次において継続して選択しなければならない。ただし、同じ言語を2つ以上同時に履修することはできない。

○から2科目

●から3科目

▲から1科目

※学校教育法施行規則第88条の2により、IBコースにおいては、English SL（3単位）またはEnglish HL（3単位）を履修したときはコミュニケーション英語Ⅰ（3単位）を、Math SL（3単位）またはMath HL（3単位）を履修したときは数学Ⅰ（3単位）を、Theory of Knowledge（3単位）を履修したときは総合的な学習の時間（3単位）を履修したこととみなす。

IMコース

- ・3年次 ○から1科目選択する。

IGコース

- ・1年次 ◆から1科目選択する。
- ・2年次 ●○▲◇からそれぞれ1科目選択する。
- ・3年次 △▼▽からそれぞれ1科目選択する。
- ・3年次 ☆日本語Ⅱおよび☆数学総合の2科目または★数学Ⅲの1科目のいずれかを選択する。

※「総合的な探究の時間」の履修をもって、「総合的な学習の時間」を履修したこととみなす。

		IBコース			IMコース			IGコース		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
国語	国語総合	4			4			4		
	日本語Ⅰ					4			2	
	日本語Ⅱ						4			☆4
	文学総合								▲2	
	文化と表現									▽3

地理 歴史	世界史A	2						2		
	世界史B				4					
	日本史A			2	2			2		
	地理B							●3		
	歴史探究								△5	
公民	現代社会	2			2			3		
	倫理							●3		
	政治・経済							●3		
数学	数学Ⅰ				3			3		
	数学Ⅱ							4		
	数学Ⅲ								★6	
	数学A				2			2		
	数学B							●3		
	数学総合					4			☆2	
	統計学								▽3	
理科	科学と人間生活	2			2			3		
	物理基礎							▲2		
	物理								△5 ▼4	
	化学基礎					2		○2		
	化学								△5 ▼4	
	生物基礎	2						◇2		
	生物								▼4	
	地学基礎							○2		
	先端理工学入門								▼4	
保健 体育	体育	2	2	3	2	2	3	2	2	3
	保健			2	1	1		1	1	
芸術	音楽Ⅰ							◆2		
	音楽Ⅱ								◇2	

	美術 I	2			2			◆2			
	美術 II				2			◇2			
	書道 I							◆2			
	書道 II							◇2			
	芸術探究									▽3	
外国語	コミュニケーション英語 I				3			4			
	コミュニケーション英語 II				3			4			
	コミュニケーション英語 III									4	
	英語表現 I				3						
	英語表現 II				2						
	英語特修				2						
	Productive English Skills I							2			
	Productive English Skills II								2		
	Productive English Skills III									2	
	English SL	△3	○3	○2							
	English HL	△3	○5	○3							
	Proficiency Development English							○3		▲2	
	中国語 I							○3		◇2	
	中国語 II										▽3
	ドイツ語 I							○3		◇2	
	ドイツ語 II										▽3
フランス語 I							○3		◇2		
フランス語 II										▽3	
家庭	家庭基礎			2	2			2			
情報	社会と情報			2	2			2			
	プログラミング									▽3	
国際	Citizenship						4				
	Mathematics						2				
	Science for SDGs						2				

	International Literature					3			
	Academic Communication					4			
	Theory of Knowledge				2	2			
学際	SDGs1							●3	
	SDGs2								▼4
	文科探究								▼4
	簿記								▽3
IBDP	Language II SL		○3	○2					
	Language II HL		○5	○3					
	Japanese SL		○3	○2					
	Japanese HL		○5	○3					
	Business and Management SL		●3	●2					
	Business and Management HL		●5	●3					
	Economics SL		●3	●2					
	Economics HL		●5	●3					
	Global Politics SL		●3	●2					
	Global Politics HL		●5	●3					
	Environmental Systems and Societies SL		●3	●2					
	Biology HL		●5	●3					
	Chemistry SL		●3	●2					
	Chemistry HL		●5	●3					
	Physics SL		●3	●2					
	Physics HL		●5	●3					
	Math SL	◇3	▲3	▲2					
	Math HL	◇3	▲5	▲3					
	Visual Arts SL		●3	●2					
	Visual Arts HL		●5	●3					
Theory of Knowledge		2	1						
DP講座Introduction	8								

総合的な探究の時間				3	1	2	2	1	2
ホームルーム	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	31	29	28	34	30	30	33	30	30

IBコース

- ・ 1年次 △◇からそれぞれ1科目選択する。
- ・ 2年次および3年次にHL講座（科目名に「HL」を含む授業科目をいう。）およびSL講座（科目名に「SL」を含む授業科目をいう。）からEnglish SLまたはEnglish HLを含む3科目ずつ選択する。
- ・ 上記3科目ずつに加えて、2年次および3年次に次のとおり選択する。この場合において、2年次に選択した授業科目は、引き続き3年次において継続して選択しなければならない。ただし、同じ言語を2つ以上同時に履修することはできない。

○から2科目

●から3科目

▲から1科目

※学校教育法施行規則第88条の2により、IBコースにおいては、English SL（3単位）またはEnglish HL（3単位）を履修したときはコミュニケーション英語Ⅰ（3単位）を、Math SL（3単位）またはMath HL（3単位）を履修したときは数学Ⅰ（3単位）を、Theory of Knowledge（3単位）を履修したときは総合的な探究の時間（3単位）を履修したこととみなす。

IMコース

- ・ 3年次 ○から1科目選択する。

IGコース

- ・ 1年次 ◆から1科目選択する。
- ・ 2年次 ●○▲◇からそれぞれ1科目選択する。
- ・ 3年次 △▼▽からそれぞれ1科目選択する。
- ・ 3年次 ☆日本語Ⅱおよび☆数学総合の2科目または★数学Ⅲの1科目のいずれかを選択する。

教育課程表《2020年度以降入学生適用》		IBコース			IMコース			IGコース		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
国語	国語総合	4			4			4		

	日本語 I				4			2	
	日本語 II					4			☆4
	文学総合							▲2	
	文化と表現								▽3
地理	世界史A	2						2	
歴史	世界史B				4				
	日本史A			2	2			2	
	地理B							●3	
	歴史探究								△5
公民	現代社会	2		2			2		
	倫理							●3	
	政治・経済							●3	
数学	数学 I			3			3		
	数学 II							4	
	数学 III								★6
	数学A			2			2		
	数学B							●3	
	数学総合				4				☆2
	統計学								▽3
理科	科学と人間生活	2		2			2		
	物理基礎							○2	
	物理								△5 ▼4
	化学基礎				2			▲2	
	化学								△5 ▼4
	生物基礎	2						○2	
	生物								▼4
保健	体育	2	2	3	2	2	3	2	2
体育	保健			2	1	1		1	1

芸術	音楽Ⅰ						◆2		
	音楽Ⅱ							◇2	
	美術Ⅰ	2			2		◆2		
	美術Ⅱ				2			◇2	
	書道Ⅰ						◆2		
	書道Ⅱ							◇2	
	芸術探究								▽3
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ				3		3		
	コミュニケーション英語Ⅱ					3		4	
	コミュニケーション英語Ⅲ								4
	英語表現Ⅰ				2				
	英語表現Ⅱ					2			
	英語特修				2				
	Productive English SkillsⅠ						2		
	Productive English SkillsⅡ							2	
	Productive English SkillsⅢ								2
	English SL	△3	○3	○2					
	English HL	△3	○5	○3					
	Proficiency Development English						○3	▲2	
	中国語Ⅰ						○3	◇2	
	中国語Ⅱ								▽3
	ドイツ語Ⅰ						○3	◇2	
	ドイツ語Ⅱ								▽3
フランス語Ⅰ						○3	◇2		
フランス語Ⅱ								▽3	
家庭	家庭基礎	2			2		2		
情報	社会と情報			2	2		2		
	プログラミング								▽3
国際	Citizenship						4		
	Mathematics						2		

	Science for SDGs					2			
	International Literature					3			
	Academic Communication					4			
	Theory of Knowledge				2	2			
学際	SDGs1							●3	
	SDGs2								▼4
	文科探究								▼4
	簿記								▽3
IBDP	Language II SL		○3	○2					
	Language II HL		○5	○3					
	Japanese SL		○3	○2					
	Japanese HL		○5	○3					
	Business and Management SL		●3	●2					
	Business and Management HL		●5	●3					
	Economics SL		●3	●2					
	Economics HL		●5	●3					
	Global Politics SL		●3	●2					
	Global Politics HL		●5	●3					
	Environmental Systems and Societies SL		●3	●2					
	Biology HL		●5	●3					
	Chemistry SL		●3	●2					
	Chemistry HL		●5	●3					
	Physics SL		●3	●2					
	Physics HL		●5	●3					
	Math AA SL	◇3	▲3	▲2					
	Math AA HL	◇3	▲5	▲3					
Math AI SL	◇3	▲3	▲2						
Visual Arts SL		●3	●2						
Visual Arts HL		●5	●3						

	Theory of Knowledge		2	1						
	DP講座Introduction	8								
総合的な探究の時間					1	1	2	2	1	2
ホームルーム		1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		33	29	26	31	30	30	30	30	30

IBコース

- ・ 1年次 △◇からそれぞれ1科目選択する。
- ・ 2年次および3年次にHL講座（科目名に「HL」を含む授業科目をいう。）およびSL講座（科目名に「SL」を含む授業科目をいう。）からEnglish SLまたはEnglish HLを含む3科目ずつ選択する。
- ・ 上記3科目ずつに加えて、2年次および3年次に次のとおり選択する。この場合において、2年次に選択した授業科目は、引き続き3年次において継続して選択しなければならない。ただし、同じ言語を2つ以上同時に履修することはできない。

○から2科目

●から3科目

▲から1科目

※学校教育法施行規則第88条の2により、IBコースにおいては、English SL（3単位）またはEnglish HL（3単位）を履修したときはコミュニケーション英語Ⅰ（3単位）を、Math AA SL（3単位）、Math AA HL（3単位）またはMath AI SL（3単位）のいずれかを履修したときは数学Ⅰ（3単位）を、Theory of Knowledge（3単位）を履修したときは総合的な探究の時間（3単位）を履修したものとみなす。

IMコース

- ・ 3年次 ○から1科目選択する

IGコース

- ・ 1年次 ◆から1科目選択する。
- ・ 2年次 ●○▲◇からそれぞれ1科目選択する。
- ・ 3年次 △▼▽からそれぞれ1科目選択する。
- ・ 3年次 ☆日本語Ⅱおよび☆数学総合の2科目または★数学Ⅲの1科目のいずれかを選択する。

別表2（第38条関係）

- (1) 入学検定料

(単位：円)

区分		金額
入学・編入学・転入学	国内会場	20,000
	国外会場	50,000

(2) 入学金

(単位：円)

区分	金額
入学・編入学・転入学	120,000

(3) 授業料等 (年額)

(単位：円)

名称	金額
授業料	638,000
IBコース費	600,000
IMコース費	70,000
教育充実費	291,000

(4) 在籍料 (月額)

(単位：円)

	金額
在籍料	1,000